

別表3（第3条第1項第3号関係）

建築性能評価手数料

1 北方建築総合研究所

（1）建築性能評価手数料

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の25第3項に規定する構造方法等の認定のための審査に必要な評価 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別表第2（同規則第11条の2の3第5項各号に掲げる場合の手数料にあっては、当該各号に定める額）に規定する額。